

飼育動物診療施設の管理者の方へ

獣医療法施行規則の一部改正について

平成26年6月26日付けで、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。高度化している獣医療の現状に合わせた改正となっています。

<改正概要>

獣医療法施行規則第8条第3項のエックス線装置の防護措置に係る規定のうち、CTエックス線装置（以下「CT」という。）については、エックス線照射野を絞る装置を備えなければならないとする規制の対象から除外された。

<改正の趣旨>

- (1) CTは、構造上照射野を絞ることができないため、医療用エックス線装置の基準においては、照射野を絞る装置を備えなければならないとの規制の適用対象から例外的に除かれている（医療法施行規則第30条第3項）一方、獣医療用エックス線装置の基準においては、これまでCTの使用実績がほとんどなかったことを踏まえ、同内容の規制対象からCTを適用除外とする措置を講じていなかった（獣医療法施行規則第8条第3項）。
- (2) 今般、獣医療が高度化していることに伴い、獣医療現場においてCTの開発及び使用のニーズが高まっていることから、上記規制の対象からCTを除外する必要が生じたため。